

亡くなられたときの手続の御案内

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
死亡届 *届出人の住所地、 死亡者の本籍地、 死亡地	1階 4番 市民窓口課	①届出書(死亡診断書) ②届出人(親族、親族がいない場合は、その他の同居人、家主、 家屋管理人等)の印鑑 ③印鑑登録証(カード)(お持ちの方のみ返却が必要) ④世帯主変更届(亡くなられた方が世帯主で、満15歳以上の世 帯員が2人以上残られる世帯)	死亡の事実 を知った日 から7日以 内	
国民健康保険加入者	1階 6番 7番 保険年金課	国民健康保険被保険者証 【葬祭費の手続に必要なもの】 ①会葬礼状、葬祭社の請求書、同領収書のうち、いずれか1種類 (葬祭執行者(喪主)と死亡した方の氏名が記載されているもの) ②葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの	死亡日の翌 日から14 日以内	
後期高齢者医療加入 者		後期高齢者医療被保険者証 【葬祭費の手続に必要なもの】 ①会葬礼状、葬祭社の請求書、同領収書のうち、いずれか1種類 (葬祭執行者(喪主)と死亡した方の氏名が記載されているもの) ②葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの	死亡日の翌 日から14 日以内	
重度心身障害老人健 康管理費	1階 6番 保険年金課	重度心身障害老人健康管理費支給事業対象者証(認定シール)	速やかに	
国民年金加入者		手続が必要かどうか窓口にお尋ねください。		
国民年金受給者		障害・遺族給付(厚生年金・共済年金の障害・遺族給付のない場 合のみ)の受給権者の死亡における未支給年金請求の場合等は、 年金証書ほか *届に必要な書類は、あらかじめ担当窓口にお尋ねください。		
	京都西 年金事務所 ・共済組合	障害・遺族給付(厚生年金・共済年金の障害・遺族給付もある場 合)、老齢給付の受給権者の死亡における未支給年金請求の場合等 は、年金証書ほか *届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。 日本年金機構・年金事務所のねんきんダイヤル 0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165) 京都西年金事務所お客様相談室323-1170		
敬老乗車証	1階16番 健康長寿推進課	敬老乗車証	速やかに	
老人医療		①異動届(死亡) ②医療費受給者証	速やかに	
介護保険被保険者 (65歳以上の方又 は要介護認定を受け ている40歳以上の 方)		①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) ③各種減額証(お持ちの方のみ)	速やかに	
☆子どもはぐくみ室が所管する制度については、保護者・児童のいずれかが亡くなられたのかにより、必要なものが変わります。 詳しくは担当窓口にお尋ねください。				
子ども医療(児童) ※1	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	①異動届(死亡) ②医療費受給者証	速やかに	
児童手当(受給者) ※1		*届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
小児慢性特定疾病 医療費助成制度(児 童)		医療受給者証	速やかに	
ひとり親家庭等医療		①異動届(死亡) ②医療費受給者証	速やかに	
児童扶養手当(受給 者)		*届に必要な書類は、あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	

亡くなられたときの手続きの御案内

令和3年6月

京都市西京区役所 TEL381-7121 (代)

どんな届	受付窓口	必要なもの	いつまでに	チェック欄
保育園, 認定こども園 (保育所部分), 小規模保育事業所, 幼稚園, 認可外保育施設等の無償化かんつけい (児童)	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	支給認定撤回申請兼退園届	速やかに	
特別児童扶養手当	1階13番 障害保健福祉課	手当証書 * 届に必要な書類は, あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
特別障害者手当・ 障害児福祉手当		認定通知書 * 届に必要な書類は, あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
身体障害者手帳・ 療育手帳		手帳	速やかに	
重度心身障害者医療		医療費受給者証	速やかに	
心身障害者扶養共済		①印鑑 ②加入者証 (または年金証書) * 届に必要な書類は, あらかじめ担当部署にお尋ねください。	速やかに	
特定疾患の医療費の 公費負担		特定疾患医療受給者票	速やかに	
特定医療費 (指定難病) 支給認定		特定医療費 (指定難病) 受給者証	速やかに	
精神障害者保健福祉 手帳	手帳	速やかに		
小児慢性特定疾病 医療費助成制度	保健福祉センター別館 子どもはぐくみ室	医療受給者証	速やかに	
被爆者健康手帳 (お持ちの方)	1階14番 健康長寿推進課	①死亡診断書 ②住民票又は消除された住民票の写し ③続柄を証明する書類 ④印鑑 ⑤手帳, 各種手当証書	速やかに	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが, 他の手続きや書類, 印鑑が必要な場合もありますので, 詳細については各受付窓口にお問合せください。

※1 児童手当及び子ども医療の受付は, 以下の専用窓口で行っていますが, すべての区役所・支所 (子どもはぐくみ室) で受付可能です (西京区では1階15番健康長寿推進課の窓口でも受付可能です)。また, 専用窓口では, 郵送受付も可能です。

専用窓口: 京都市子ども家庭支援課分室

京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話: 075-251-1123

午前8時30分~午後5時 土・日, 祝日, 年末年始を除く。

なお, 児童手当の手続きは, マイナンバーカード及び必要な機器 (インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー, もしくはスマートフォン (対応機種のみ)) で, マイナポータルによる電子申請も可能です。

※2 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

※3 原付バイク (~125cc)・ミニカー・小型特殊自動車の税申告手続き (軽自動車税 (種別割) の車検用納税証明書の発行, 減免申請, 商品者の届出等) については, 京都市軽自動車税事務所 (分室) にお問い合わせください。

■ 京都市軽自動車税事務所 (分室)

住所: 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 (烏丸御池南西角) 井門明治安田生命ビル5階

電話: 075-213-5467